

アメリカ憲法における直接民主主義の要素と司法権の役割
—単一主題のルールに関するOregon州最高裁判所の判決を素材として

Direct Democracy and the Role of the Judiciary in America:
Oregon Initiatives and the Single Subject Rule

安部 圭介*
Keisuke Mark Abe

Abstract

Unlike the United States Constitution, which has been amended only twenty-seven times since its adoption in 1787, state constitutions are generally easy to reform and have been changed quite often throughout American history. As the validity of a state constitutional amendment is frequently challenged in court, state judiciaries play a significant role in monitoring the process of constitutional changes.

One of the typical situations in which the court steps in to issue an injunction prohibiting the state from enforcing an otherwise effective constitutional amendment is when it actually contains two or more amendments, despite having been presented to the voters in the form of a single constitutional amendment. This so-called single subject rule is designed to prevent voter confusion and ballot manipulation.

Relying on state constitutional provisions embodying this rule, the Oregon Supreme Court invalidated a comprehensive constitutional amendment that would have established a variety of “crime victims’ rights,” placed before the voters through an initiative petition and approved by a 59 to 41 percent margin. The decision can be best understood as an expression of the state supreme court’s commitment to the rule of law, according to which constitutional discourse about individual rights should not be dominated by populist politics.

I. はじめに

近年、日本でも憲法改正への関心が高まっている。日本国憲法の施行以来、憲法改正が一度も行われたことがない日本とは対照的に、アメリカでは、連邦および州の両レベルにおいて、これまで、さまざまな憲法改正がなされてきた。成立したとされる憲法改正をめぐって、訴訟が提起され、裁判所の判断が示された事例も数多く存在する。

* 成蹊大学法学部、Faculty of Law, Seikei University
E-mail: abekei@law.seikei.ac.jp

憲法改正が有効になされたかが訴訟で争われる場合、そこでは、典型的にはどのような点が問題になるのだろうか¹。今後、日本でも議論になる可能性があるこの問題につき、豊かな判例の蓄積を有するアメリカ法を手がかりとして考察を加えたい。

II. *Armatta v. Kitzhaber*²——犯罪被害者のさまざまな権利を規定する州憲法修正案と単一主題のルール

1. 事実

Oregon州民である原告（以下P）は、1996年の選挙後まもなく、選挙と同時に行われた州民投票において成立したMeasure 40の無効を主張して州裁判所に訴訟を提起した。Measure 40とは、イニシアティヴ（州民発案）の手続によって州民投票に付された州憲法修正案であり、種々の人権を規定するOregon州憲法第1編を修正して「犯罪被害者の権利（crime victims' rights）」³を保障しようとするものである。

Measure 40は9項から成り、その第1項は、犯罪被害者は刑事事件および少年事件においてさまざまな権利を保障されるとしている。そこでは、①被告人の公判前の拘禁および保釈に関係する権利、②刑事手続の進行について告知を受ける権利および出席し聴聞を受ける権利、③被告人の有罪・無罪、量刑、収監、前科および将来の釈放について情報提供を受ける権利など、全部で14の権利が列挙されている⁴。

第2項は、Measure 40の定める権利の保障は合衆国憲法（連邦憲法）上の要求以外のものによって制約されてはならず、また、不合理な搜索や押収を禁じるOregon州憲法の規定はそれと対応する連邦憲法の規定よりも広範な権利を保障したものと解されてはならないと規定する。第3項は、Measure 40は刑事被告人の権利やプレスの権利を縮減したり、証言拒否特権や伝聞証拠に関する既存の制定法のルールを変更したりするものと解されてはならないとする⁵。

第4項は、刑事手続や少年非行手続の開始を決める権限が地区検事にあることを明らかにするとともに、地区検事に対し、Measure 40が被害者に保障する権利の主張適格を与えている。第5項から第8項までは、Measure 40における「被害者（victim）」⁶および「関連性のある証拠（relevant evidence）」⁷の意味について定義を置き、Measure 40が被害者に保障している権利の詳細について定める。第9項は、Measure 40は新たな民事責任を創出するものではないと規定する⁸。

出訴したPは、Measure 40は、①複数の「修正（amendments）」⁹を含むものであるため、複数の州憲法修正をなす際には各修正案を別々に投票に付さなければならない旨を定めたOregon州憲法第17編1節に違反する、②各州憲法修正は単一の主題を扱うものでなければならないとする同第4編1節2項d号に違反する、③Oregon州憲法に「単なる修正ではなく、根幹に関わる改

¹ 「もとの憲法を廃して、全く新たな内容の憲法を生み出す憲法の制定」は「改正」ではないと見てもできるが、「新たな憲法にとりかえる行為をも憲法改正（「全部改正」という）として扱う場合もあり」、本稿は後者の立場に立って、憲法変動のあり方全般について考察する。伊藤正己『憲法（第3版）』651頁（1995）参照。

² 959 P.2d 49 (Or. 1998).

³ *Id.* at 50.

⁴ *See id.* at 51-52.

⁵ *See id.* at 52.

⁶ *Id.*

⁷ *Id.*

⁸ *See id.*

⁹ *Id.* at 51.

正を加えており (revised, rather than amended)」¹⁰、これは、同第17編2節の下、イニシアティブによってはなしえないと主張した。そして、州裁判所に対し、被告州務長官（以下D1）が Measure 40を投票に付したことおよび被告州知事（以下D2）が州憲法修正の成立を宣言したことが違法である旨の宣言、並びに被告州（以下D3）に Measure 40を執行しないよう命じる差止命令の発給を求めた¹¹。

第1審は、Measure 40の第2項は州憲法にその根幹に関わる改正を加えるものであるが、同項は Measure 40の他の部分と可分であるとし、D2およびD3に第2項を執行しないよう命じる差止命令を出す一方、（他の部分は有効に成立しているのであるから）D2による州憲法修正の成立の宣言は適法であったとした。D1の行為に関するPの主張については、時効を理由としてしりぞけた。また、D3にPの弁護士費用2万3000ドル余りの支払いを命じた¹²。

双方控訴。中間上訴裁判所は第1審の発した差止命令を一時的に停止した。Pは跳躍上告を認めるよう中間上訴裁判所に求め、同裁判所はこの申立てを認めた。Oregon州最高裁判所により上告が受理された¹³。

2. 争点

- (1) 「犯罪被害者の権利」に関するさまざまな内容を含む Measure 40は、Oregon州憲法の規定する手続に則った有効な州憲法修正と認められるか。
- (2) 州法に特段の規定はないが、本件においてPはその弁護士費用をD3から回収できるか。

3. 結論・理由づけ

法廷意見（Carson首席裁判官執筆、(1)について全裁判官一致、(2)について4裁判官同調）¹⁴は原判決をその主要な部分について破棄し、次のように判示した。

- (1) (a) Oregon州憲法第17編1節は、①州議会による州憲法修正の発議とそれに続く州民投票に関する規定、②（州議会による州憲法修正の発議を受けて行われる州民投票とイニシアティブに基づいて行われる州民投票の両方に適用のある）票の集計と州知事による州憲法修正成立の宣言に関する規定に続き、③「2件以上の州憲法修正案が前段の規定する方法で (in the manner aforesaid) 同一の選挙において本州の州民の投票に付される場合には、それらは、個々の修正案について別々に投票できるような方法で投票に付されなければならない」¹⁵と定めている。

D3は、③は州議会による州憲法修正の発議を受けて行われる州民投票にのみ適用のある要件であり、イニシアティブの場合には適用されないと主張するが、イニシアティブの

¹⁰ *Id.* 一般には、reviseやrevisionなどの語は、憲法の全部改正または根幹に関わる改正（すなわち、本質的部分の変更）を意味する。これに対し、amendやamendmentは、条項を追加または削除して既存の憲法の一部を修正することを意味することが多い。ただし、実際には、いずれの語もかなり多義的に用いられる。たとえば、Louisiana州憲法第13編の表題は「憲法改正 (Constitutional Revision)」であるが、その下に「修正 (Amendments)」に関する規定が置かれている。See LA. CONST. art. XIII, §1. 逆にNebraska州憲法第16編の表題は「修正 (Amendments)」であるが、その下に同憲法を「全部改正、修正、または変更 (revise, amend, or change)」するための「会議 (convention)」に関する規定がある。See NEB. CONST. art. XVI, §2.

¹¹ See *Armatta*, 959 P.2d at 51.

¹² See *id.*

¹³ See *id.*

¹⁴ Oregon州最高裁は7名の裁判官で構成されるが、本件は6名の裁判官で審理されている（口頭弁論の日に退職した裁判官がおり、審理に加わらなかったため）。したがって、法廷意見中、争点(1)に関する部分は6名の裁判官の立場、争点(2)に関する部分はDurham裁判官を除く5名の裁判官の立場である。

¹⁵ OR. CONST. art. XVII, §1.

場合にも適用のある規定（②）がその直前に置かれていることに加え、その規定中には「1件または2件以上の州憲法修正案のそれぞれ（amendment or amendments, severally）」¹⁶について賛成および反対の票数を確認するとの文言があるのであるから、複数の州憲法修正案をまとめて取り扱うことを否定するOregon州憲法の態度は明らかである。第17編1節の③の部分の射程に関する唯一の判例も¹⁷、議論のために仮定するという形ではあったが、イニシアティブの場合にもこの要件の適用がある旨を示唆していた。

- (b) 各州憲法修正案を別々に投票に付すことを義務づける要件はIndiana州憲法からOregon州憲法が継受したものであるが、Indiana州憲法制定会議での議論では、「修正（amendment）」¹⁸とは単一のある特定の点について変更を加えることとされており、Oregon州憲法の制定過程にこれと異なる理解がなされていたことを示唆する事情はない。そして、この要件の目的は、その後の当裁判所の判例が示してきた通り、州憲法に加えられる個々の変更につき、別々に判断する機会を有権者に与えることにある。

D3は、この要件は、各州憲法修正は単一の主題を扱うものでなければならないとするOregon州憲法第4編1節2項d号と表裏一体の関係にあり、両者は同一の要件を課すものであると主張するが、(ア) 法文中の異なる箇所異なる文言が使われている場合にはなるべく両者の意味が重畳的にならないように解釈するのが原則であり、(イ) 第17編1節が州憲法修正の場合のみを対象としている一方、第4編1節2項d号と同一の要件は法律の制定についても課されていること、(ウ) 「単一の主題」を扱っているかどうかを判断するためには、州憲法修正案または法律案の中身を見た上で、それら全体を貫く統一的な原理があるかどうかを検討しなければならないことを踏まえれば、第4編1節2項d号は実質的要件を、第17編1節はより厳格な手続的要件を課していると解するのが妥当である¹⁹。

- (c) そこで、Measure 40が第17編1節の課す要件を満たしているか否か、すなわち、それが「2件以上の修正（two or more amendments）」²⁰を含むものでないかを検討する。

個々の条項の中身についての判断に立ち入ることなく形式のみを見ても、Measure 40が2件以上の修正を含むことは明白である。Measure 40には、たとえば、謀殺事件の審理において陪審の全員一致の評決を要しないものとする規定、刑事被告人の保釈の権利を制限する規定、合衆国憲法第4修正および第5修正の要求する場合を除き、あらゆる証拠が刑事事件の審理に用いられることを権利として犯罪被害者に保障する規定（すなわち、州裁判所がOregon州憲法に基づき、合衆国憲法上の要求するところを超えて違法収集証拠を排除することを禁じる規定）など、さまざまな規定が盛り込まれている。これらは、それぞれ個々別々に州民投票に付されなければならないものであり、Measure 40はOregon州憲法第17編1節の手続に則っておらず、ゆえに全体として無効である。Measure 40の一部の執行を禁じる差止命令は不要であり、原判決中、この部分を破棄する²¹。

- (2) 制定法に特段の規定がない場合であっても、裁判所は、もともと、勝訴した当事者の弁護士費用を負担するよう敗訴者に命じるエクイティ由来の権限を有している。当裁判所の判例によれば、弁護士費用の敗訴者負担が認められるための要件は、①エクイティの手続で

¹⁶ *Id.*

¹⁷ *Baum v. Newbry*, 267 P.2d 220 (Or. 1954).

¹⁸ *Armatta*, 959 P.2d at 58.

¹⁹ *See id.* at 63-64.

²⁰ *Id.* at 64.

²¹ *See id.* at 69.

- あること、②弁護士費用の回収を求める当事者が「勝訴者 (prevailing party)」²²であること、③その当事者が個人的利益を受けることなしに、すべての市民が有する重要な憲法上の権利を主張していたことである。本件のPにつき、これらの要件は満たされているので、原判決中、D3にPの弁護士費用の支払いを命じた部分は維持する。一部破棄一部維持²³。
- (3) 補足意見 (Durham裁判官執筆) は、市民を代表して重要な権利を主張して訴訟を提起し、勝訴したのであれば、その当事者自身に個人的利益がある場合であっても弁護士費用の回収を認めてよいとする²⁴。

III. 連邦憲法の改正、州憲法の改正

1787年に起草され、1788年に発効した合衆国憲法には現在までに27件の修正が加えられているが、このうち、第1修正から第10修正までの権利章典 (Bill of Rights) は第1回合衆国議会によって1789年に発議され、1791年に成立したものであるから、ほぼ合衆国発足当初からの規定といつてよい。権利章典の採択以後、220年余りの間に合衆国憲法に17件の修正しか加えられていないことは注目に値する²⁵。平均10年に1回未満という修正の頻度は、一般に変動の著しい州憲法とは異なり、合衆国憲法が硬性憲法であることをよく示している。

合衆国憲法の改正については、第5編に規定が置かれている。条文中、手続の開始のされ方には、①合衆国議会上下両院の3分の2による修正発議による方法²⁶、②3分の2の州の立法部の申請により、修正発議を目的とする憲法会議を合衆国議会が召集する方法の2通りがあるが、②の方法が用いられたことは実際にはない。重要なのは、①②いずれの場合でも、4分の3の州の立法部または4分の3の州における憲法会議の承認が憲法修正の成立要件として課されていることである。1972年に発議された性差別禁止修正案 (政府が性を理由として権利の平等な保障を拒否することを禁じる修正案) が不成立に終わった事実は、むしろ、性差別は第14修正1項の平等保護条項によってすでに禁じられているので修正の必要はないとする立場の州が一定数あったことによるものだったとはいえ、比較的コンセンサスの得られそうな内容の修正についてさえ、4分の3の州 (現在38州) の承認を得るのは必ずしも容易ではないことを物語る典型的な例である。

連邦憲法とは対照的に、各州の憲法は全部改正や修正を頻繁に経験してきている。最初に制定した州憲法を現在も使い続けているのは19州であり、50州中22州が全部改正を2回以上経験している。Georgia州では9回、Louisiana州では10回の全部改正が行われている。また、これまでに提案され、州民投票に付された州憲法修正案は、現行州憲法に対するものだけで総計9700件以上、成立したものだけでも6300件近くに上る。California州憲法やSouth Carolina州憲法に

²² *Id.*

²³ *See id.* at 71.

²⁴ *See id.* at 72-75 (Durham, J., concurring).

²⁵ 女性の選挙権を保障した第19修正や選挙権が付与される年齢を18歳に引き下げた第26修正など、20世紀に成立した重要な修正もあるが、人権保障の骨格を成す諸規定——「権利章典」および1865年から1870年にかけて成立した「南北戦争修正」(第13修正から第15修正まで)——は、いずれもそれらが憲法に加えられたときの姿のまま、長い年月を経過している。これら以外で比較的話題になることの多い修正としては、合衆国内での酒類の製造・販売・輸送等を禁じた第18修正 (いわゆる「禁酒修正」、1919年成立) とそれを廃止した第21修正 (1933年成立)、合衆国大統領の任期が1月20日の正午に、合衆国議会議員の任期が1月3日の正午に開始することを定めた第20修正 (1933年成立)、大統領の三選を禁じた第22修正 (1951年成立) などがある。

²⁶ この発議に対しては、大統領は拒否権を有しない。*See Hollingsworth v. Virginia*, 3 U.S. (3 Dall.) 378 (1798) (第11修正は有効に成立しているとする)。

は約500件、Alabama州憲法には600件以上の修正が加えられている²⁷。

改正手続の面でも、合衆国憲法の修正がこれまですべて合衆国議会の発議による方法で行われてきたのに対して、州レベルでは多様な方法が用いられている。

第1に、州憲法に憲法制定会議に関する規定を置く州が42州ある²⁸。植民地期以来のアメリカの伝統に根ざした制度であり、①憲法制定会議を開催するかどうかを決める州民投票、②憲法制定会議代議員の選出、③憲法の全部改正や修正の承認・不承認を決める州民投票の3段階から成る点で、一般に最も民主的な手続と考えられている。憲法制定会議に関する規定を有する州の多くは、州議会の各院において総議員の3分の2以上の賛成があれば憲法制定会議召集についての賛否を問う州民投票を実施し、そこで過半数の賛成が得られれば憲法制定会議を召集するものとしている。一部の州（Wisconsin州など）では、各院の総議員の過半数の賛成で州民投票を実施できる²⁹。州議会の各院で総議員の3分の2以上の賛成があれば、州民投票を経ることなく憲法制定会議を召集できる州もある（Virginia州など）。また、42州のうち、Illinois、Michigan、New Yorkなどの13州は、憲法制定会議を召集すべきか否かにつき、州民の意思を定期的に確認するものとしている。アメリカ全体で見ると、これまでに230回以上の州憲法制定会議が開かれてきている。

第2に、州議会の上下両院の修正発議による方法がある。すべての州憲法に規定のある最も標準的な手続であり、多くの州において各院の総議員の3分の2以上の賛成が必要とされている。発議があった場合、Delaware州を除く49州では州民投票が行われ、州憲法修正案への賛否が問われる。Delaware州では、選挙後の新たな州議会において各院の3分の2以上の賛成が得られた時点で修正が成立する。

第3に、憲法委員会ないし憲法改正委員会などと呼ばれる専門家委員会の提案による方法がある。19世紀後半から活用されるようになった手続である。たとえば、Florida州では、州知事の選任する委員15名、州上院議長の選任する委員9名、州下院議長の選任する委員9名、州最高裁首席裁判官の選任する委員3名および州法務総裁の計37名で構成される憲法改正委員会が20年に1回開催され、この委員会が州憲法修正案を州務長官に提出した場合、（州議会による審議などを経ることなく）次の選挙の際に修正案に対する賛否を問う州民投票が直接実施される³⁰。Utah州では、常設の専門家委員会が憲法問題に対する報告書を定期的に州議会に提出し、改正に関する勧告を行っている³¹。わが国の憲法調査会や国民投票法に基づいて衆参両院に設置された憲法審査会は、「これに近い制度である」³²。

第4に、Armatta判決でも問題になっていたイニシアティヴの制度がある。歴史的背景や関連する他の制度とともに、以下で詳しく見ることにしたい。

²⁷ このように、連邦憲法と州憲法は、全部改正および修正の頻度において著しい対象を成している。過去の州憲法に加えられた修正をも含めれば、両者の差はさらに顕著なものになると思われる。たとえば、Louisiana州の1921年憲法は、1974年憲法によって効力を失うまでに536回も修正されていた。See Mark T. Carleton, *Elitism Sustained: The Louisiana Constitution of 1974*, 54 TUL. L. REV. 560, 560 (1980).

²⁸ もっとも、州憲法に明文の規定がない場合であっても、州議会が憲法制定会議を召集することはめずらしくない。See, e.g., *Stander v. Kelley*, 250 A.2d 474, 478-79 (Pa. 1969), *appeal dismissed sub nom. Lindsay v. Kelley*, 395 U.S. 827 (1969) (per curiam); *In re Opinion to the Governor*, 178 A. 433, 438 (R.I. 1935).

²⁹ 逆に、South Dakota州のように各院の総議員の4分の3以上の賛成が必要な州もある。

³⁰ See FL. CONST. art. XI, §2.

³¹ See UTAH CODE ANN. §631-3-201 (2014).

³² 福井康佐「州の憲法改革における諸問題」[2008] アメリカ法87頁、89頁。

IV. アメリカ憲法の中の直接民主主義の要素——背景、制度の実際

アメリカ型民主主義の基礎を成す「人民による統治」の原理が改めて強調された時期として指摘されるのが1890年代から1910年代にかけてのProgressivism（革新主義）の時代である³³。鉄道会社などの巨大企業に操られる政治過程の現実に危機意識を抱いた当時の理想主義的改革者たちは、直接民主主義を基調とするスイスの法制度に光を見出し、「人民による統治」を徹底させることによって、公正な法の制定とよりよい統治が実現できると訴えた。

革新主義者たちのこうした運動は各州を動かし、アメリカ法のあり方に大きな変化をもたらした。1898年、South Dakota州で初めて導入されたイニシアティヴの制度は、1918年までに計22州で採用されている。レファレンダム（州民投票）やリコール（州民による公務員の直接罷免）の制度が普及したのもこの時期である。このような直接民主制的な仕組みを当初から積極的に活用してきたのが西部諸州、特に西海岸の諸州であった。

現在、イニシアティヴの制度は24州にあり、このうち、法律の制定にのみイニシアティヴの利用を認める州が6州（Washington州など）、逆に州憲法の修正にのみ利用を認める州が3州（Florida州など）となっている。残る15州（California州、Oregon州など）では、そのどちらにも利用することが可能である。従って、イニシアティヴによる州憲法修正が可能な州は18州である³⁴。レファレンダムの制度も24州が採用している（24州の内訳はイニシアティヴの制度を持つ24州とは異なる）。リコールについては、公選によって選ばれるすべての公職者について認める州が9州、裁判官のみ対象から除外する州が6州ある。地方自治体の公職者のリコールが可能な州はさらに多数に上る。

Armatta 事件の舞台となったOregon州の状況を具体的に見よう。1902年に全米で3番目にイニシアティヴの制度を採用したOregon州は、1904年、イニシアティヴに基づいて州民投票を実施した最初の州となり、以来、現在までに合衆国の他のどの州よりも多くのイニシアティヴを州民投票にかけ、選挙で州民投票に付されたイニシアティヴの件数において、全米50州中第1位という状況にある（1回の選挙につき平均6.6件）。

その手続は次の通りである。Oregon州では、州憲法修正のためにイニシアティヴを用いる場合、発案者は、まず、直近の州知事選挙における投票総数の8%に相当する人数の有権者の署名を集めなければならない³⁵。所定の人数に達した署名は州務長官に提出され、検査を受ける。形式的不備がなければ、イニシアティヴは、その後4か月以上が経過した後に行われる最初の選挙において州民投票に付される。州憲法修正を可とする投票が否とする投票を上回った場合、選挙の日から30日後に州憲法修正の効力が生じるものとされている。

V. 手続をめぐる問題——修正か全部改正か、単一の主題を扱っているか

注目されるのは、全部改正や修正が頻繁になされる州憲法の場合、それらが所定の手続に則ってなされたか否かが訴訟で争われることも多いため、憲法変動のあり方を監視する上で司法権が大きな役割を果たしていることである。

³³ 田中英夫『英米法総論（上）』45-47頁、297-300頁（1980）参照。

³⁴ Arizona, Arkansas, California, Colorado, Florida, Illinois, Massachusetts, Michigan, Mississippi, Missouri, Montana, Nebraska, Nevada, North Dakota, Ohio, Oklahoma, Oregon, South Dakotaの各州。

³⁵ See OR. CONST. art. IV, §1. 法律の制定のためのイニシアティヴの場合は、同じく直近の州知事選挙における投票総数の6%となっている。See *id.*

合衆国最高裁は合衆国憲法の修正の手続をめぐる争いを「政治的問題 (political question)」³⁶と位置づけ、個々の修正の憲法適合性について司法審査を行っていないが、州裁判所はこのような申立てに必ずしも扉を閉ざしていない。古くは、州議会の上下両院の議事録に州憲法修正案の全文を記載すべきであったところ、下院の議事録に記載のなかった修正案が州民投票において過半数の賛成を獲得し、州最高裁によって無効と判断されたIowa州の事例などがある³⁷。

實際上、より重要と思われるのは、州憲法修正はイニシアティブによって行いうるが、全部改正ないし根幹に関わる改正のためには憲法制定会議の開催を必要とする州において、「修正」として成立したとされる内容が「全部改正」(ないし「根幹に関わる改正」)に当たらないかという問題である。Armatta事件で問題になったのとほぼ同内容の州憲法修正の効力が争われたCalifornia州の事例では、California州憲法の人権規定は連邦憲法の人権規定よりも広範な権利を刑事被告人に保障したものと解釈されてはならないとする「修正」について、このような「修正」は法的文書としてのCalifornia州憲法の内容を一変させるものであるから、憲法制定会議によってしかなされえないとのCalifornia州最高裁の判断が示された³⁸。また、イニシアティブによって州議會を二院制から一院制に変更することができるかが争われたFlorida州の事例でも、州憲法の多数の条文に影響が及ぶ重大な変更であることを理由として、そのような変更はなしえないとの判断が下されている³⁹。Measure 40の第2項につき、州憲法の根幹に関わる改正に該当するとして執行の差止めを命じたOregon州の下級審の判断は、こうした他州の判例の考え方を参照したものであったと思われる。

もう1点、訴訟で争われることが多いのが「同じイニシアティブの中で複数の主題を扱ってはならない」とする単一主題のルールである。このルールを採用する州(California、Florida、Oregonなどの各州)では、同じ1つのイニシアティブの中に2件以上の修正が盛り込まれていないかについて、州裁判所の判断が求められることがしばしばある。単一主題のルール自体は多くの州の憲法に規定のあるものであるが、Oregon州の場合、この一般的なルールよりも厳格な独自の要件を定め、個々の修正につきそれぞれ別々に投票が行われるべき旨を規定した第17編1節があったことがArmatta事件では結論に結びついている。

Armatta事件で問題になっていた「犯罪被害者の権利」の保障は、アフターマティヴ・アクション、妊娠中絶、同性婚、不法移民への福祉サービスの提供といったテーマと並んで、近年、多くの州で(州憲法修正の可能性を含めて)活発な議論がくり広げられ、実際にも、いくつもの州で州憲法修正がなされてきた政治的なテーマである。当事者の多岐にわたる主張に判断を加えたArmatta判決は、細かな手続的な論点から憲法改正はどうあるべきか、直接民主制的な制度はどう用いられるべきかといった大問題まで、アメリカ憲法に関するさまざまな先鋭な問いに関わるものといえる。力強い直接民主主義の伝統を有するOregon州の最高裁が示したこの判断には、価値をめぐるアメリカ社会の思索と論争が映し出されている。

³⁶ Coleman v. Miller, 307 U.S. 433, 450 (1939). 州議会在が合衆国憲法の修正を承認しない旨の決議をいったん行った後、これを撤回して承認を与えることができるか否かが争われ、合衆国最高裁は、この問題は「政治的問題」であるとした。

³⁷ State ex rel. Bailey v. Brookhart, 84 N.W. 1064 (Iowa 1901) (per curiam).

³⁸ Raven v. Deukmejian, 801 P.2d 1077 (Cal. 1990).

³⁹ Adams v. Gunter, 238 So. 2d 824 (Fla. 1970).

参考文献

<日本語文献>

- 伊藤正己 1995年 『憲法（第3版）』 東京：弘文堂。
 田中英夫 1980年 『英米法総論（上）』 東京：東京大学出版会。
 ——— 1980年 『英米法総論（下）』 東京：東京大学出版会。
 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利 2012年 『憲法Ⅰ（第5版）』 東京：有斐閣。
 ——— 2012年 『憲法Ⅱ（第5版）』 東京：有斐閣。
 福井康佐 2008年 「州の憲法改革における諸問題」『アメリカ法』2008-1号：87-94。

<外国語文献>

- Carleton, Mark T. 1980. "Elitism Sustained: The Louisiana Constitution of 1974." *Tulane Law Review*, Vol. 54: 560-588.
 Colantuono, Michael G. 1987. "The Revision of American State Constitutions: Legislative Power, Popular Sovereignty, and Constitutional Change." *California Law Review*, Vol. 75: 1473-1512.
 Cooley, Thomas M. 1931. *The General Principles of Constitutional Law in the United States of America*, Boston: Little, Brown & Co.
 Dealey, James Quayle 1915. *Growth of American State Constitutions: From 1776 to the End of the Year 1914*, Boston: Ginn & Co.
 Dodd, Walter Fairleigh 1910. *The Revision and Amendment of State Constitutions*, Baltimore: Johns Hopkins Press.
 Finkelman, Paul and Stephen E. Gottlieb (eds.) 1991. *Toward a Usable Past: Liberty Under State Constitutions*, Athens: University of Georgia Press.
 Friedelbaum, Stanley H. (ed.) 1988. *Human Rights in the States: New Directions in Constitutional Policymaking*, New York: Greenwood Press.
 Jameson, John Alexander 1887. *A Treatise on Constitutional Conventions: Their History, Powers, and Modes of Proceeding*, Chicago: Callaghan & Co.
 Lehne, Richard 1978. *The Quest for Justice: The Politics of School Finance Reform*, New York: Longman.
 Linde, Hans E. 1984. "E Pluribus: Constitutional Theory and State Courts." *Georgia Law Review*, Vol. 18: 165-200.
 Tarr, G. Alan and Mary Cornelia Aldis Porter 1988. *State Supreme Courts in State and Nation*, New Haven: Yale University Press.
 Tarr, G. Alan 1998. *Understanding State Constitutions*, Princeton: Princeton University Press.
 Tribe, Laurence H. 1985. *Constitutional Choices*, Cambridge: Harvard University Press.
 Williams, Robert F. 1996. "Are State Constitutional Conventions Things of the Past?: The Increasing Role of the Constitutional Commission in State Constitutional Change." *Hofstra Journal of Public Policy*, Vol. 1: 1-26.
 Willoughby, Westel Woodbury 1929. *The Constitutional Law of the United States*, New York: Baker, Voorhis & Co.